

監委第38号

令和7年10月24日

羽島市監査委員 松岡 滋

羽島市監査委員 南谷 清司

羽島市職員措置請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく羽島市職員措置請求に係る監査結果を請求人に通知したので、同条第5項の規定により公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

羽島市

佐藤 健

羽島市桑原町午南206番地

浅野 幸二郎

2 請求の受付

令和7年8月29日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。
なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。(添付資料は省略)

羽島市職員措置請求書

羽島市長に対する措置請求の要旨

請求の要旨

1. 請求の対象となる職員及び行為

対 象 者:羽島市長

対象行為:羽島市が所有・使用する公用車のカーナビ等テレビ受信機能付き機器について、対象者が平成31年3月12日(最高裁第三小法廷がワンセグ機能付き携帯電話に関して受信契約義務を認めた判決について上告審の確定日。)の翌日から起算して令和7年5月27日に至るまで、NHKとの放送受信契約を締結しない状態を継続していた結果として、市に生じた損害207万4022円及び遅延損害金を付加した金額を羽島市長に対し賠償するよう勧告するよう求めるとともに、市長として事業所割引の遡及適用に向けた交渉をすることの勧告、今後同様の法的義務違反が生じないよう、事業所割引の適用状況を含む受信機器調達・管理における法令順守体制の履行を求めることの勧告の3点を求めるものである。

2. 違法又は不当である理由

①受信契約義務の明確化

(ア)最高裁の判決

平成31年3月12日、最高裁第三小法廷はワンセグ機能付き携帯電話について、放送法第64条第1項の「受信設備を設置した者」に該当し、NHKとの受信契約義務があ

ることを示した(証拠1)。

(イ) 最高裁の判決による効果

この最高裁の判断により、カーナビ等のテレビ受信機能付き機器についても同様に契約義務があることが法的に確定した。

②市長の負う契約義務の発生時期

(ア) 最高裁判決日である平成31年3月12日の翌日以降、市長は、市の所有する公用車等のテレビ受信機能付きカーナビについて、NHKとの受信契約を締結すべき法的義務があることを認識し得た。

(イ) 特に地方自治体にあつては、適法な行政運営を行う義務があるところ、市長は、最高裁という最高法規範の解釈機関に従うべき立場にあつた。

③事業所契約の特徴

(ア) 設置場所ごとの受信契約義務

NHK受信規約において、事業所等住居以外の場所に設置する受信機については、設置場所ごとに受信契約が必要とされている。

(イ) 市長が法律順守をしていた場合の負担軽減効果

事業所割引制度により、2契約目以降の受信料は半額となるため、市長が適時に適切に契約していれば、本来の負担は半額で済んだ。

④市長の法的義務の履行怠り

(ア) 市長の不作为

判決確定の翌日の平成31年3月13日以降令和7年5月27日に至るまで、市は受信契約締結義務を怠り続けていた。

(イ) 市長の不作为に基づく未払債務の累積

この契約締結義務違反に起因し、市は本来支払うべき受信料債務を負担し続け、支払日まで未払金が累積していた。

3. 市に生じている損害

①直接的財政損害

(ア) 事業所割引制度不適用による損害

A) 事業所割引制度の概要

事業所割引制度は、2契約目以降について半額で済ませることができる制度である。なお、法律上は、契約が前提であるので、本件のように未契約の場合は、そもそも割引が困難であるから、損害とみられる(証拠2)。

B) 2契約目以降が半額にならなかったことについて

市長は、受信契約を締結するとともに、事業所割引制度を適用していれば、2契約目以降は半額の負担で済んだ。しかしながら、対象者の落ち度の結果により、事業所割引は適用されなかったことで、半額で済ませられる機会を逸失してしまい、それにより

市の財政に損害を与えた。

C) 事業所割引制度不適用による損害額の選定

したがって、市が令和7年5月27日に支払った296万7585円の半額である148万3792円については、受信契約を設置後ただちに行っていれば生じえなかった損害であるから、市長は事業所割引を適用させなかった落ち度に伴い、市に対し賠償すべき立場にある。

(イ) 前払い割引の不適用による損害

A) 前払い割引制度の概要

前払い割引は、1年分を前納することによって、7%を割引できる制度である。

B) 前払い割引が使えなかったことについて

市は、受信契約をしていなかった結果、前払い割引を受けられなかった。

C) 損害額

このことによる損害は、未契約に伴う一括支払い受信料に7%をかけた金額であり、207731円である。

(ウ) 多数一括割引の不適用による損害

A) 多数一括割引の概要

多数一括割引は、衛星契約等が10件以上である場合に、衛星契約等の件数に応じて月額300円が割引となる制度である。

B) 前払い割引が使えなかったことについて

市は、受信契約をしていなかった結果、羽島市役所に設置されている17台分については、前払い割引を受けられなかった。

C) 損害額

このことによる損害は、1か月あたり、17台に300円を乗じた5100円になり、平成31年3月13日以降令和7年5月27日までの6年3か月に相当する75か月を乗じると382500円になる。

(エ) 契約義務違反

対象者が適切な時期に契約していれば、そもそも受信契約義務違反は生じえなかった。また、各地で受信料の未払い問題が報道されているとはいえ、受信料の支払いを適切に行っていた自治体もあったことからすれば、対象者に何らの落ち度をもなかったなどとは到底いえない。

(オ) 結論

2つの割引が使えなかった事による損害は、両制度不適用による損害を合算すると2074022円である。

②信用・行政運営上の損害

市長は、最高裁判決に従わない違法状態を継続していたことにより、市の法令遵守体制に対する信頼が損なわれてしまった。また、適正な行政運営に対する住民の信

頼を毀損してしまった。

4. 1年超過の住民監査請求における正当な理由

地方自治法上は、1年を超過している場合に、正当な理由についての説明が必要となる場合があるので、念のため述べることとする。

平成31年3月12日の最高裁判決まで、カーナビ等の契約義務について法的に不明確な状況があったものの、最高裁判決により法的義務は確定した。従って、市は当該法的義務に直ちに対応しなかった。

①住民による事実把握の困難性

(ア)情報入手の困難性

市の公用車の具体的な保有状況や契約状況について、住民が詳細な情報を得ることは困難であった、特に、公用車にどのようにカーナビが設置されているかは、公用車を外から目視しただけでただちにわかるものではなく、公用車にカーナビがあり、しかもそれが放送を受信できるカーナビであるかどうかをただちに住民が判別することは極めて困難である。

(イ)損害額確定の困難性

少なくとも、市から概要が発表されるまでの間は、事実把握が困難であった。市議会でも質問をされてから、発表まで調査に時間を要しており、それ自体が事実関係が容易でなかったことを証明している。

(ウ)事案分析の困難性

市から一括支払い額が公表されても、その支払い額に応じ、事業所割引や、前払い割引の制度に関する損害額を確定するには、未契約の状況に応じ、受信契約の制度に照らし、損害額がないか独自に分析し、計算しなければならず、それに一定の困難さを伴うことは明らかである。従って、公表から監査請求まで時間を要した事には正当な理由がある。

5. 請求する措置

以下の措置を請求する：

1. 損害回復措置

・市長に対し、判決の確定した平成31年3月12日のから契約締結日までの期間の受信料相当額について、市に対する損害賠償の措置を勧告すること。

2. 事業所割引適用による損失回復

・過去にさかのぼって事業所割引制度を適用するために、NHKとの交渉を勧告すること。

3. 再発防止措置

・今後同様の法的義務違反が生じないよう、事業所割引の適用状況を含む受信機

器調達・管理における法令遵守体制の整備を求めること。

5.その他

岐阜県知事は、カーナビ等に関する受信料について、「今後も見る予定がないものについては、国のほうでルールを明確にしてほしい」「映像を見る予定がないものに対しても、貴重な市民の税金を払い続けるのは適切ではない」と放送法や徴収の見直しなど政府に苦言を呈したとする報道(令和7年8月1日週刊女性)があることからしても、本件監査請求を契機として、受信料のあり方について議論を深める事は重要であろう。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

添付書類

- 1.最高裁第三小法廷平成31年3月12日決定に関する資料
- 2.NHKの資料(事業所割引制度に関する部分)
- 3.NHKの資料(前払い割引制度に関する部分)
- 4.市の発表文(令和7年5月27日付)
- 5.2025年度テレビ等受信機設置状況票(2024年度実施)

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の法定要件を備えているものと認め、令和7年9月5日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

- (1)地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し令和7年9月29日陳述の機会を設けた。
- (2)陳述の要旨(先に提出された羽島市職員措置請求書と重複する部分は除く)は、概ね次のとおりである。

ア 未契約だった6年間の中で、いろんなところがNHKに対する受信料が納められていないという問題の認識が市当局の中にもあったのではないかと。結果として納めていなかった。

イ 事実として遅延したことによる損害金が出ている。契約を期間内に普通に結んでおけば、遅延ということはありません。支払うべき時に支払っていないから後か

ら遅延金が生じるのである。

ウ 期間内の契約の締結と支払うべき時に支払うことを忘れていたことによって生じた損害については、市の税金を使わずに納めたという発表が欲しい。

エ 最低でも遅延金に関しては、市長並びに契約に携わる方々の責任として払っていただきたい。

オ 契約締結等しなければならないことを忘れてしまい、その結果、損害を出した場合、どう責任を誰が取るのかという、規則と呼ぶのか内規とよぶのかはわからないが、約束を作っていただきたい。

カ 愛媛県は、未契約によって生じた損害を、今年の2月3日の朝日新聞の取材で、回答していたのに対し、羽島市は、9月議会で一般質問された際に損害額を回答しなかった。愛媛県で損害額を回答しているのに羽島市では損害額を答えられないというのはおかしいのではないかと、責任回避の姿勢ではないかと残念に感じているところである。

キ 今後こういったことが起こらないように、受信機器の管理台帳の整備や職員研修の実施を行ってほしい。

ク 9月に議会の控え室にあったテレビで確認したことで、衛星契約自体はされていたのだが、その情報がNHKに登録されていなかったようで、NHKに連絡をしてくださいというポップアップが出てしまうような状況だった。ほか本市の衛星放送を契約しているテレビにおいてもそういったことが起きている可能性があるため、そういった衛星契約の関係もきちんと機材の番号等をNHKに連絡しないと、そのポップアップが消えないということもあるようなので、そういったことも適切にやっていたらいいと、災害対策のために受信機を設置しているというスタンスが市のスタンスのようなので、NHKに届け出をして、その根拠となる受信機の番号を伝達してポップアップが出ないような対策まで講じていただきたいと強く思う。

ケ カーナビに関しても、設置した時にその記録をつけていくということが重要であると思う。またモニターの未契約の問題もあったのでモニターに関しても、適切に記録を作っていく必要があると考える。

コ 平成31年3月13日に最高裁第三小法廷がワンセグ機能付き携帯電話について放送法第64条1項の受信設備を設置した者に該当するという判断を示した。この判断はテレビ受信機能を持つあらゆる機器に適用されるという法意を示したもので、カーナビゲーションシステムも当然その適用範囲に含まれるところである。放送法第64条で、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者は、受信契約をしなければならないという趣旨が定められている。最高裁の判断によって、この受信設備を設置した者の解釈が明確になっている以上、本市は管理する公用車に搭載されたカーナビ等受信機能付き機器についても、判決の確定日以降は直ちに受信契約を締結する法的義務が発生していた。さらに市長は明確な

法的義務を認識しながら、または認識すべき立場でありながら、6年間にわたって契約締結をしてこなかったことは怠る事実ではないか。

サ 約296万円を支払った行為が適切であるというような形で市当局が話していたが、問題視しているのは296万円の支払いそのものではなく、きちんと契約してこなかったことによって損害が生じてしまった、つまり割引制度が使えなかったことでの損害が生じてしまったということである。

2 監査対象事項

地方自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)」と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

すなわち、請求の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実である。具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実、これらの財務会計行為に限定されている。

請求人より提出された請求の要旨から、請求人は、市が所有・使用する複数のNHK受信設備について、市長が平成31年3月13日以降、令和7年5月27日に至るまでNHK受信契約を締結しない状態を継続し、契約を締結していなかった期間の受信料(各減額・割引制度の適用がないもの)を遡って支払ったことにより、本来適用を受けられた各減額・割引制度によって支払を免れたはずの合計207万4022円の損害を市が被ったものであるとして、市長に対する次の各勧告を求めると解される。

ア 上記損害207万4022円及び遅延損害金の賠償の勧告

イ 事業所割引の遡及適用に向けた交渉をすることの勧告

ウ 事業所割引の適用状況を含む受信機器調達・管理における法令遵守体制の履行することの勧告

そのため、監査対象事項を以下とする。

ア 市長が、本件受信設備について、平成31年3月13日以降、令和7年5月27

日に至るまで、NHK受信契約を締結しない状態を継続していたこと。

イ 市長が、本件受信設備について、NHK受信契約を締結するとともに、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したこと。

3 監査対象課

総務部 管財課

4 関係職員の陳述、関係資料の提出

監査対象課に対し、事前に関係資料の提出を受けるとともに、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係職員の陳述を令和7年9月29日に実施した。

なお、関係職員の陳述の際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき請求人を立ち会わせた。

関係職員の陳述及び関係資料に記載されている市の見解は、以下のとおりである。

(1) 経緯について

令和7年2月の愛媛県における公用車のカーナビなどテレビ受信機能を持つ公用機器でNHK受信料の未払いが見つかったとの報道を受け、本市において同様の事案がないか調査を行った。

その結果、放送受信契約の対象である、テレビやカーナビ搭載公用車において、未契約のものがあることが判明し、NHKに対し、速やかに報告を行った。

調査の進捗状況については、令和7年3月の市議会一般質問において、「未契約・未払いがある可能性があり、現在調査中である」と明らかにした。

その後、NHKと協議を重ね、未契約となっていた機器及び期間を確定報告し、未契約分の放送受信料2,967,585円が決定し、令和7年5月19日、NHKと放送受信契約を締結の上、同年同月27日、同額を支払った。

なお、通常の放送受信契約及び放送受信料の支払いについては、市長決裁によらず、専決の中で進められており、市長が放送受信契約を締結している受信設備の明細まで把握することは、極めて困難な状況であった。

また、令和7年2月の愛媛県における公用車のカーナビなどテレビ受信機能を持つ公用機器でNHK放送受信料の未払いが見つかったとの報道を受け、同様の事案は、全国の自治体で発生しており、市の調査では、岐阜県内で、全21市のうち、本市含む17市で発生している。

(2) 未契約の原因について

庁舎内でモニターとして使用しているテレビやテレビ受信機能があるカーナビにおいて、NHKの放送受信契約が必要であるとの認識が庁内で十分に共有されておらず、その結果として契約漏れが生じた。

なお、平成23年4月以降の市の担当者に確認したところ、これまでに、申請件数の確認等を目的としたNHKの実地調査は、「一度もない」との回答であった。

(3) 議会、報道機関の対応について

NHKに対し未契約分の放送受信料の支払いを行った、令和7年5月27日に議会及び報道機関へ公表を行った。

(4) NHKの放送受信契約を行っていない受信機があることが判明し、令和7年5月に締結した、未契約分の放送受信契約(対象期間＝平成23年3月から令和7年3月31日)について

ア 「未契約分の放送受信契約の締結行為」が違法または不当な契約の締結行為ではないこと

NHKの放送受信契約については、放送法第64条第1項において、「協会(NHK)の放送を受信できる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結しなければならない」旨の規定があり、放送受信設備を設置した者に対し、NHKとの受信契約の締結を義務付けている。

そのため、本市では、未契約の受信設備が判明したため、NHKと協議し、未契約となっていた機器(テレビ17台、カーナビ搭載公用車21台)及び期間(平成23年3月から令和7年3月31日)を確定させ、同法の規定に基づき、令和7年5月19日付けで、未契約分の放送受信料296万7,585円の額で放送受信契約を締結したものである。

(5) NHKの放送受信契約を行っていない受信機があることが判明し、令和7年5月に未契約分の放送受信契約(対象期間＝平成23年3月から令和7年3月31日)を締結し、支払った放送受信料296万7,585円について

ア 「未契約分の放送受信料の支払い」は、違法または不当な公金の支出行為ではないこと

NHKの放送受信料については、日本放送協会放送受信規約第5条において、「放送受信契約者は、放送受信料を支払わなければならない」旨の規定があり、放送受信契約を締結した者に、放送受信料の支払いを義務付けている。

そのため、本市では、上記「(4)」で述べたとおり、放送法第64条第1項に基づき、未契約分の放送受信契約の締結を行い、日本放送協会放送受信規約第5条に基づき、NHKからの請求額を請求書により、令和7年5月27日に未契約分の放送受信料296万7,585円を適切に支出したものである。

(6) 遡及分の割引等不適用について

令和7年5月に、市が支払いをした未契約分の放送受信料は、遡及分であり割引が適用されていない。

NHKの放送受信料の支払いにおける各種割引等及び遡及分に適用されない根拠については以下のとおりである。

ア 前払いによる減額

支払い方法は、「2か月払い」、「6か月前払い」及び「12か月前払い」がある。支払い方法の名称のとおり、「6か月前払い」及び「12か月前払い」で支払った場合のみ、減額効果がある。減額効果のある「6か月前払い」及び「12か月前払い」は前払いという言葉のとおり、未来分の放送受信料に適用されるものである。

そのため、今回は前払いに該当しないため、日本放送協会放送受信規約第5条に定める月額料金で支払いをしている。

イ 事業所割引

同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払った場合、2契約目以降の放送受信料が半額となる。

「事業所割引規程」の「4. 適用の開始」の中で、「事業所割引申込書を受理した月から開始する」旨の記載がある。

したがって、遡及分には適用されないものとなっている。

ウ 多数一括割引

衛星契約の契約件数の合計が10件以上で、1つの契約者で取りまとめて支払った場合、1件あたり月額300円の割引となる。NHKに確認したところ、NHKの「内規」において、申込書を受理した月から開始する旨の記載があるとのことで、遡及分には適用されないことを確認している。

(7) 過去に遡った支払いについて

平成29年12月6日の最高裁判所の判決にもあるとおり、受信料の支払義務が生じる時期は、「受信機の設置の月から」(令和元年10月からは日本放送協会放送受信規約の改正に伴い、「受信機の設置の翌月から」に変更)となり、消滅時効の起算点にあつては受信契約成立時となることが明確になっている。

したがって、市が未契約分について遡って支払いをしたことは、違法、不当な

公金の支出に当たらない。

(8) 割増金及び延滞利息について

日本放送協会放送受信規約第12条において、割増金が定められている。

割増金は、「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」と「正当な理由がなく期限までに申込みをしなかった場合」が対象となる。

「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」は、支払いを免れた受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の割増金の支払いが必要となる。

「正当な理由なく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」は、受信機設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の支払いが必要となる。

今回の本市の事案について、NHKに確認したところ、「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」及び「正当な理由がなく期限までに申込みをしなかった場合」のいずれの条件にも該当しないという回答を受けており、割増金は発生していない。

(9) 市の見解

平成23年4月以降の市の担当者に確認したところ、これまでににおいて、申請件数の確認等を目的としたNHKの実地調査は、「一度もない」との回答であった。

また、市長が放送受信契約を締結している受信設備の明細まで把握することは、極めて困難な状況であり、本年2月の愛媛県の場合を皮切りに、全国多数の自治体で同様の案件が多発している状況を鑑みると、本年2月以前に、未契約分を認知することについても、困難な状況であったと考えられる。

本市としては、本年2月に未契約分の存在を把握し、その後、NHKとの協議を重ね、5月に契約、支払いを速やかに進めてきた。

上述のとおり、NHKの放送受信契約を行っていない受信機があることが判明し、放送法第64条第1項に基づき、未契約分の放送受信契約の締結を行い、日本放送協会放送受信規約第5条に基づき、NHKからの請求額を請求書により、令和7年5月27日に未契約分の放送受信料296万7,585円を適切に支出したことについては、違法または不当な契約、支出ではないと考える。

また、法令に基づいて適切に支出しているため、今回の契約及び支出によって生じた損害はないと考える。

したがって、この度の令和7年8月29日付け羽島市職員措置請求書に対し、棄却を求めるものである。

第4 監査結果

1 事実の確認

(1)NHKとの受信契約及び割増金について

ア 放送法第64条第1項には、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会と受信契約を締結しなければならない」とされている。

イ 同条第3項には、協会は、「一 受信契約の単位に関する事項」、「二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）」、「三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項」を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされている。

ウ 同項第四号には「イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合」、「ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収について明記されている。

エ 同条第4項には、第3項第四号に規定する割増金の額について明記されている。

オ 日本放送協会放送受信規約(令和5年10月1日施行)(以下放送受信規約)第3条第1項には、「受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、放送受信契約書を放送局に提出しなければならない」とされている。

カ 放送受信規約第4条には「放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機を設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。」とされている。

キ 放送受信規約第5条第1項には、放送受信契約者は、放送受信料を「受信機の設置の月の翌月から」支払わなければならないとされている。(令和元年10月1日の改正前は「受信機の設置の月から」支払わなければならないとされている。)

ク 放送受信規約第12条第2項には、NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに別表1に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、別表1に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求できるとされている。

(2)NHK放送受信契約の単位、受信料、支払い方法及び割引について

ア 放送受信契約の単位は、放送受信規約第2条第2項に「事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする」、第4項には「第2項に規定する受信機の設置場所の単

位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」とされている。

イ 放送受信料及び前払いは放送受信規約第5条第1項において別表1のとおりとされている。

ウ 放送受信料の支払い方法は、放送受信規約第6条第1項に「放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。第1期（4月および5月） 第2期（6月および7月） 第3期（8月および9月） 第4期（10月および11月） 第5期（12月および1月） 第6期（2月および3月）」とされている。

エ 事業所割引は、放送受信規約第5条の5には事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてについて、必要な放送受信契約を締結し、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合、2契約目以降の放送受信料が半額となるとされている。

また、放送受信規約第5条の5に定める事業所契約に関する特例（事業所割引）の手続き等について規定された事業所割引規程中「4 適用の開始」には「NHKは、提出された申込書に記載された内容について、すべての適用要件を満たすことを確認した上で申込書を受理します。事業所割引の適用は、申込書を受理した月から開始するものとします。」とされている。

オ 多数一括割引は、放送受信規約第5条の2には衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして、一括して放送受信料を支払う場合は、放送受信料額から、1件あたり月額300円（特別契約の場合は90円）を減じて支払うこととされている。また、NHKの「内規」において申込書を受理した月から開始する旨の記載がされており、遡及分には適用がないことは、管財課において確認している。

カ NHKからは「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」及び「正当な理由がなく期限までに申込みをしなかった場合」のいずれの条件にも該当しないこと、また割増金は発生しておらず、今回請求された遡及分については月額料金のみ請求されていることは管財課において確認している。

別表1（放送受信料）

契約種別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

(3) 最高裁の判例

ア 最高裁平成29年12月6日判決

「原告は、受信設備設置者が放送法64条1項に基づく受信契約の締結義務を受信設備設置後速やかに履行しないことは履行遅滞に当たるから、原告は受信設備設置者に対し受信料相当額の損害賠償を求めることができる旨を主張するが(略)、原告が策定し受信契約の内容としている放送受信規約によって受信契約の成立により受信設備の設置の月からの受信料債権が発生すると認められるのであるから、受信設備設置者が受信契約の締結を遅滞することにより原告に受信料相当額の損害が発生するとはいえない。」また、「受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権(受信契約成立後に履行期が到来するものを除く。)の消滅時効は、受信契約成立時から進行するものと解するのが相当である。」とされている。

イ 最高裁平成31年3月12日決定

ワンセグ機能付き携帯電話の携帯者については、「受信設備を設置した者」に該当し、受信契約の締結義務がある旨の判断をした控訴審判決(東京高等裁判所平成30年3月26日判決)があり、最高裁がこれに対する上告を棄却する決定をした。

(4) 契約締結等の経緯

令和7年2月7日、愛媛県での公用車におけるカーナビの受信料未払いの新聞等の報道を受け、管財課において自主的に調査を開始した。

その後、同月14日に公用車におけるカーナビの申告漏れを把握し、同月18日にNHKに報告。また、同月28日に本庁舎内のTV設置台数調査を実施し、TVの申告漏れを把握した。

同年3月12日に3月定例会において、一般質問がなされ、未契約・未払いがある可能性があり、現在調査中と明らかにした。

同年3月18日～21日の期間で、市役所全体を対象に設置台数の照会を実施し、同月24日に照会結果をNHKに報告した。

設置年月については引き続き調査を実施し、同年4月14日に設置年月をNHKに報告する際、NHKからは、他の自治体からも申告漏れの報告が多発し、順次対応していくため、折り返しの連絡を待ち、報告するよう指示を受けた。

同月18日には申告漏れのカーナビ・TVの設置年月を報告。

同月30日にNHKから遡及分の受信料額が令和6年度までで約304万円と回答があった。

最終的に同年5月19日に、平成23年3月から令和6年5月までの間に設置されたカーナビ21台、令和4年4月に設置されたTV17台を申告漏れとして遡及

分(平成23年3月から令和7年3月31日)を受信料月額での契約締結を行い、同月27日に未払い受信料296万7585円の支払いを完了した。

なお、支払った受信料は、放送受信規約が改正された令和元年10月より前に設置された受信設備については各設置の月から、同年同月以降に設置された受信設備については各設置の翌月から、令和7年3月31日までの期間の放送受信料である。

(5) 県内の受信料未払い状況

ホームページ等、確認できた範囲において県内21市中17市において、NHK受信料の未払いが発生している。その中でも羽島市は早い段階で支払いを行っている。

(6) NHKからの申請件数の実地調査について

担当課からの見解によると、平成23年4月以降、NHKから申請件数の確認を目的とした調査は行われていなかった。

2 判断

(1) 監査対象事項

「第3 監査の実施 2 監査対象事項」でも述べているが、地方自治法第242条第1項は、住民監査請求の対象を「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定している。

そのため、請求人が監査を求める各対象行為が、これらに該当するか否かについて検討する。

ア 市長が、本件受信設備について、平成31年3月13日以降、令和7年5月19日に至るまで、NHK受信契約を締結しない状態を継続していたこと

かかる行為については、「財産の管理を怠る事実」として住民監査請求の対象となるか否かが問題となる。

この点、「財産の管理を怠る事実」における「財産の管理」とは、財産についての財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為をいうものと解されるところ(最高裁平成2年4月12日判決)、NHKとの受信契約の締結は、NHKを受信するための契約であって、財産の価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為ではない。

よって、市長が本件受信設備について、平成31年3月13日以降、令和7年5

月19日に至るまで、NHK受信契約を締結しない状態を継続していたことは、「財産の管理を怠る事実」には該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと判断する。

イ 市長が、本件受信設備について、令和7年5月19日、NHK受信契約を締結するとともに、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したこと

請求人は、市長が、NHK受信契約を締結しない状態を継続していたことに加え、その後、市長がNHK受信契約を締結し、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したことによって、市が、本来適用を受けられた各減額・割引によって支払を免れたはずの合計207万4022円の損害を被り、市長の不作为に基づく未払い債務を累積させた旨主張している。

そのため、請求人は、市長が、本件受信設備について、令和7年5月19日、NHK受信契約を締結するとともに、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したことが、違法若しくは不当な「契約の締結」及び「公金の支出」に該当するものとして住民監査請求を求めていると解することもできる。

よって、以下では、かかる行為を監査対象とし、その違法若しくは不当の有無を検討する。

(2) 監査対象の違法若しくは不当の有無

ア 受信契約の締結について

「1 事実の確認 (1)ア」にあるように、放送法第64条第1項は、「受信設備を設置した者」について、NHKと受信契約を締結しなければならない旨定めている。

この点、ワンセグ機能付き携帯電話の携帯者については、「受信設備を設置した者」に該当し、受信契約の締結義務がある旨の判断をした控訴審判決があり、最高裁がこれに対する上告を棄却する決定（「1 事実の確認 (3)イ」）をしたことから、ワンセグ機能付き携帯電話と同様に、公用車のカーナビなど、テレビ受信機能を有する設備を設置した者についても、「受信設備を設置した者」に該当し、受信契約の締結義務があるものと解される。

よって、本件受信設備を設置した羽島市には、本件受信設備につき、NHKと受信契約を締結する義務がある。

以上から、本件受信設備について、令和7年5月19日、NHK受信契約を締結したことは、違法若しくは不当なものではない。

イ 平成23年3月から令和7年3月31日までの放送受信料296万7585円を支出したことについて

(ア)受信料を遡及的に支払った点について

- i 受信契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月(放送受信規約が改定された令和元年10月以降は、受信設備の設置の月の翌月)以降の分の受信料債権が発生する。

また、当該受信料債権(契約成立後に履行期が到来するものを除く。)の消滅時効は、受信契約成立時から進行する(「1 事実の確認 (3)ア」)。

- ii 羽島市は、本件受信設備について、未契約となっていた機器及び期間をNHKに報告し、NHKが放送受信規約に基づき算出した月額料金でもって、NHKと放送受信契約を締結し、割増金も含まれていない放送受信料296万7585円を、時効消滅した分はないものとして、全額遡って支払っている。

当然ながら、そこには、遅延損害金は含まれていない。かかる支払いは、「1 事実の確認 (3)ア」にあるように、最高裁平成29年12月6日判決の解釈に沿うものである。

(イ)遡及分の割引等不適用について

- i 前払い割引について

NHK放送受信料は、「1 事実の確認 (2)イ及びウ」にあるように、月額料金が定められており、2か月ごとに一括して支払わなければならないとされている。また、別表1のとおり、「6か月前払額」及び「12か月前払額」とあるように、それぞれの前払方法で支払った場合にのみ減額されると解される。

そのため、今回NHKと放送受信契約を締結し、支払いを行った未契約分である遡及分には適用されない。

- ii 事業所割引について

事業所割引は「1 事実の確認 (2)エ」にあるように、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払った場合、2契約目以降の放送受信料が半額となる割引制度である。

この点、放送受信規約第5条の5に定める事業所契約に関する特例(事業所割引)の手続き等について規定された事業所割引規程にあるように「事業所割引の適用は、申込書を受理した月から開始するものとします。」とされる。

そのため、今回NHKと放送受信契約を締結し、支払いを行った未契約分である遡及分には適用されない。

- iii 多数一括割引について

多数一括割引は「1 事実の確認 (2)オ」にあるように、衛星契約の契約件数の合計が10件以上である1つの契約者が支払期間を同じくして、一括し

て放送受信料を支払う場合において1件あたり月額300円が割引となる制度である。

これについては、NHKの「内規」において、申込書を受理した月から開始する旨の記載があり、遡及分には適用されていないことは管財課において確認している。

そのため、今回NHKと放送受信契約を締結し、支払いを行った未契約分である遡及分には適用されない。

以上のとおり、市が受信料を遡及的に支払ったこと、各割引等が適用されない受信料の金額を支払ったことは違法若しくは不当なものではない。

よって、市が平成23年3月から令和7年3月31日までの放送受信料296万7585円を支出したことは、違法若しくは不当なものではない。

ウ 小括

よって、市長が、本件受信設備について、令和7年5月19日、NHK受信契約を締結するとともに、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したことは、違法若しくは不当なものではない。

3 結論

以上の判断から、市長が、本件受信設備について、平成31年3月13日以降、令和7年5月19日に至るまで、NHK受信契約を締結しない状態を継続していたとする請求については、住民監査請求の対象とならないため却下し、市長が、本件受信設備について、令和7年5月19日、NHK受信契約を締結するとともに、令和7年5月27日、各割引を適用せずに算出された放送受信料296万7585円を支出したとする請求については、理由がないと認められるので棄却する。